財政健全化判断比率等

財政健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
令和5年度算定比率	—	—	0.1	—	令和5年度算定比率	—
早期健全化基準	12.11	17.11	25.0	350.0	経営健全化基準	20.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0			

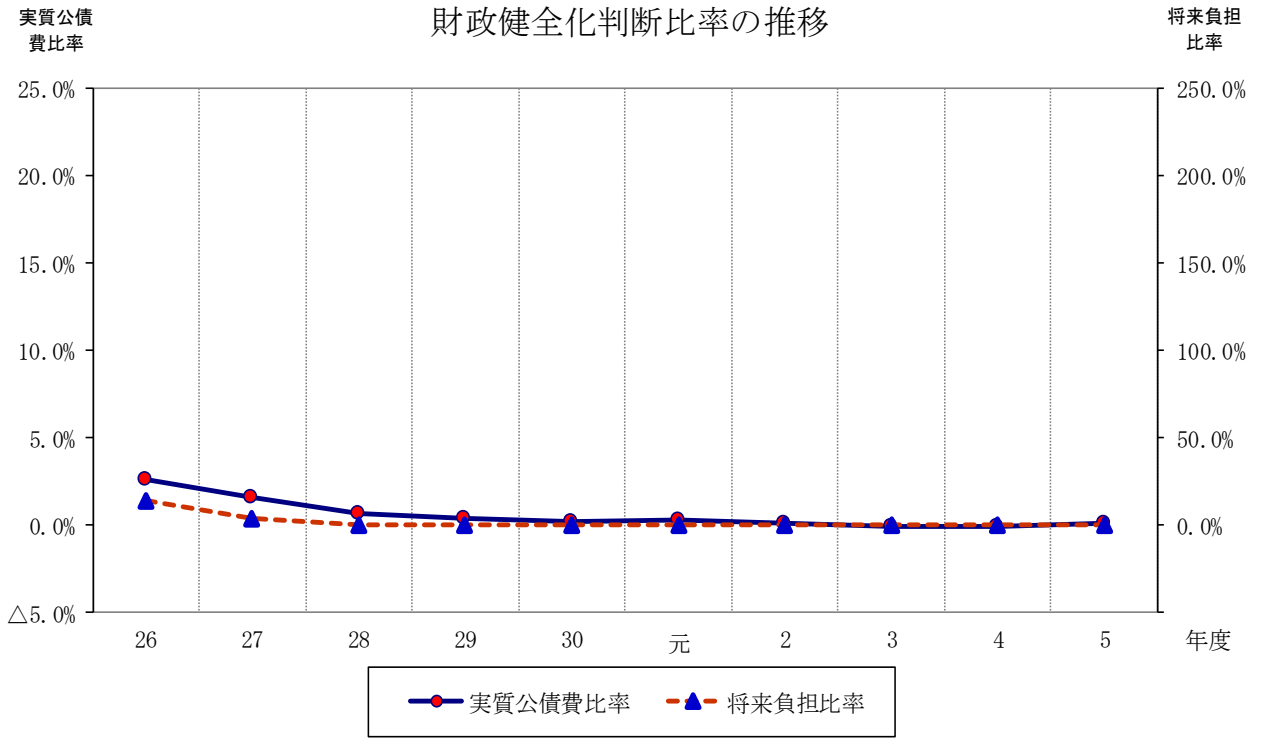

	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実質公債費比率	2.6%	1.6%	0.7%	0.4%	0.2%	0.3%	0.1%	△0.1%	△0.1%	0.1%
将来負担比率	14.1%	3.8%	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 実質公債費比率は左目盛り。将来負担比率は右目盛り。

（1）実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。
令和5年度は、実質赤字額が無いため、「－（数値なし）」となった。

算定比率 ＝ -1 × 一般会計等の実質収支 / 標準財政規模

※ 一般会計等・・・一般会計及び公営事業会計以外の特別会計との合計（東久留米市は公営事業会計以外の特別会計が無いため、一般会計のみが対象）

※ 一般会計等の実質収支・・・ 1,950,205千円

※ 標準財政規模・・・・・・・ 24,585,147千円

早期健全化基準 ＝ {20＋(標準財政規模＋1,000億円) / (120×標準財政規模)×100} / 2

財政再生基準 ＝ 20.00%（固定値）

（２）連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。
令和5年度は、全ての会計において実質赤字額が無いため、「－（数値なし）」となった。

算定比率 ＝ -1 × 各会計の実質収支＋下水道事業会計資金不足・剰余額 / 標準財政規模
※全会計の実質収支及び資金不足・剰余額の合算値・・・　2,352,131千円
（内訳）　一般会計等・・・・・・・・・・・・　1,950,205千円
国民健康保険事業会計・・・・・・　10,365千円
後期高齢者医療事業会計・・・・・　40,574千円
介護保険事業会計・・・・・・・・　53,428千円
下水道事業会計・・・・・・・・・　297,559千円
※ 標準財政規模 ・・・・・・・・・　24,585,147千円
早期健全化基準 ＝ 実質赤字比率の早期健全化基準 ＋ 5%
財政再生基準 ＝ 30.00%（固定値）

（３）実質公債費比率

実質公債費比率は、実質的な債務全てにかかる償還額の標準財政規模に対する比率である。
令和5年度は、0.1%となり、前年度比0.2ポイント上昇した。

算定比率 ＝（令和5年度の単年度比率＋令和4年度の単年度比率＋令和3年度の単年度比率）/ 3
※ 単年度比率 ＝｛（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）｝/｛ 標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）｝
※ 地方債の元利償還金＋準元利償還金・・・・・・・・・・・・・　2,375,620千円
※ 特定財源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　217,251千円
※ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額・・・　2,033,532千円
※ 標準財政規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24,585,147千円
※ 令和3年度の単年度比率・・・・-0.19767%
※ 令和4年度の単年度比率・・・・ 0.14540%
※ 令和5年度の単年度比率・・・・ 0.55356%
早期健全化基準 ＝ 25.0%（固定値）
財政再生基準 ＝ 35.0%（固定値）

（４）将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等で将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。
令和5年度は、-16.3%となり、「－（数値なし）」となった。

算定比率 ＝｛ 将来負担額 －（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）｝/｛ 標準財政規模 －（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）｝
※ 将来負担額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29,892,102千円
※ 充当可能基金額＋特定財源見込額
＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ・・・・・　33,571,629千円
※ 標準財政規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24,585,147千円
※ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額・・・　2,033,532千円
早期健全化基準 ＝ 350.0%（固定値）

（５）資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。
令和5年度は、資金不足額がないため、資金不足比率は「－（数値なし）」となっている。

算定比率 ＝ 資金の不足額 / 事業の規模
※ 資金の不足額・・・　0千円
※ 事業の規模・・・・ 1,505,392千円
経営健全化基準 ＝ 20.0%（固定値）